平成２９年（フ）第３０１０号
横浜市保土ケ谷区峰岡町２丁目318番地３　セルサス204号
債務者　久保明日翔
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０１４号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目33番22号
債務者　高澤　真吾
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５９号
大分県宇佐市子安町３丁目９番地の１　子安コーポ　10号
債務者　久保　菊美（旧姓金藤）
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月29日午後３時　大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４号
熊本県上天草市姫戸町姫浦552番地、前住所　熊本県上天草市姫戸町姫浦3043番地６
債務者　梅野　理砂（旧姓福永）
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月26日午後１時10分　熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第１０９９号
東京都稲城市平尾３丁目１番地の１平尾住宅４棟107号
債務者　田中　一也
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月26日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２６７３号
横浜市神奈川区六角橋５丁目35番13号　めぐみ荘203号
債務者　守野　貴臣
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７０３号
横浜市都筑区茅ケ崎南４丁目１番５号　サンライフ茅ケ崎Ａ－203
債務者　平沢　帆澄
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７０４号
横浜市都筑区茅ケ崎南４丁目１番５号　サンライフ茅ケ崎Ａ－203
債務者　平沢　薫
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７４６号
神奈川県高座郡寒川町岡田３丁目10番30－302号
債務者　ルマンタススィー克彦
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７５６号
横浜市港北区下田町３－16－40、住民票上の住所川崎市中原区井田１丁目14番17－110号　八雲マンション
債務者　井上　順子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８１５号
横浜市磯子区洋光台２丁目３番13－401号
債務者　館山　　奏（旧姓入江）
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９１６号
横浜市緑区中山町306番地12　相原第一ビル505号
債務者　中本　有紀
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９９４号
横浜市戸塚区上倉田町1863番地　グランディオーズマンション301号
債務者　高野まなみ
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９９６号
横浜市港北区篠原町2598番地１　フローラ新横浜202
債務者　長谷川弘枝
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６３１号
静岡市葵区八千代町10番地の１　メゾンフォレスト304号
債務者　曽布川　久
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部